

平成21年（行ツ）第245号

平成21年（行ヒ）第310号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成19年（行コ）第119号，第151号損害賠償等（住民訴訟）請求控訴，同附帯控訴事件について，同裁判所が平成21年5月12日に言い渡した判決に対し，上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって，当裁判所は，次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

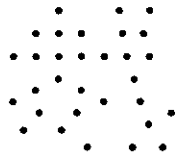
理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは，民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ，本件上告理由は，理由の不備をいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって，明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば，本件は，民訴法318条1項により受理すべきもの



とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成21年12月10日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金 築 誠 志

裁判官 甲 斐 中 辰 夫

裁判官 涌 井 紀 夫

裁判官 宮 川 光 治

裁判官 櫻 井 龍 子

当 事 者 目 録

兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33

上告人兼申立人 株式会社 タクマ
同代表者代表取締役 手 島 肇
同訴訟代理人弁護士 寺 上 泰 照
岩 下 圭 一
佐 藤 水 暁

東京都

被上告人兼相手方 堀 敏 明

東京都

被上告人兼相手方 関 口 正 人

東京都

被上告人兼相手方 谷 合 周 三

上記被上告人兼相手方ら（堀敏明を除く）訴訟代
理人弁護士

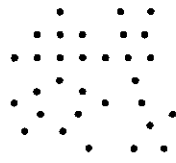
堀 敏 明

上記被上告人兼相手方ら（関口正人を除く）訴訟
代理人弁護士

関 口 正 人

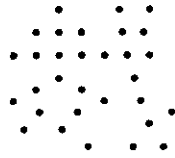
上記被上告人兼相手方ら（谷合周三を除く）訴訟
代理人弁護士

谷 合 周 三



上記3名訴訟代理人弁護士

高	橋	利	明
塚	原	英	治
土	橋		実
羽	倉	佐 知	子
中	野	直	樹
清	水		勉
佃		克	彦
児	玉	晃	一
脇	田	康	司
湊		信	明
木	村	晋	介
大	川	隆	司



こ れ は 正 本 で あ る 。

平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 富 澤 義

